

甲 第 102 号 議 案

岡山市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市行政手続条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 6 月 8 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市行政手続条例の一部を改正する条例

岡山市行政手続条例（平成9年市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第3項を次のように改める。

- 3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、公示の方法によって行うことができる。

第14条に次の1項を加える。

- 4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第15条第1項中「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に改める。

第21条第3項中「第14条第3項」及び「同条第3項」の次に「及び第4項」を加え、「名あて人」を「名宛人」に改め、「と、」の次に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から2週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第28条中「第14条第3項及び」の次に「第4項並びに」を加え、「同項第3号」を「同条第4項中「第1項第3号」に、「同条第3号」を「第27条第3号」に、「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に、「第14条第3項後段」を「第14条第4項後段」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の岡山市行政手続条例の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

提案理由

行政手続法の一部改正に伴い、聴聞等の通知に係る公示送達の方法を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 103 号 議 案

市長、副市長等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
市長、副市長等の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 6 月 8 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

市長、副市長等の給与に関する条例等の一部を改正する条例
(市長、副市長等の給与に関する条例の一部改正)

第1条 市長、副市長等の給与に関する条例(昭和26年市条例第11号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第3条関係)

区分	給料月額
市長	1, 174, 000円
副市長	931, 000円
常勤の監査委員	604, 000円

(岡山市教育委員会の教育長の給与に関する条例の一部改正)

第2条 岡山市教育委員会の教育長の給与に関する条例(昭和27年市条例第56号)の一部を次のように改正する。

第1条中「, 管理職手当」を削る。

第2条第1項中「596, 900円」を「755, 000円」に改める。

第3条中第2項を削り, 第3項を第2項とする。

(岡山市水道事業管理者の給与に関する条例の一部改正)

第3条 岡山市水道事業管理者の給与に関する条例(昭和41年市条例第64号)の一部

を次のように改正する。

第2条第1項中「596,900円」を「604,000円」に改める。

(岡山市市場事業管理者の給与に関する条例の一部改正)

第4条 岡山市市場事業管理者の給与に関する条例（平成13年市条例第65号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「596,900円」を「604,000円」に改める。

(特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第5条 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年市条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表第1中備考以外の部分を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

区分	報酬の額		
	日額	月額	年額
教育委員会委員		107,100円	
学校運営協議会委員			11,500円
学校評議員			11,500円
問題行動等対策委員会委員（岡山市問題行動等対策委員会設置条例（平成26年市条例第127号）第7条第1項の調査部に属する委員が同条例第2条第2号の調査を行う場合に限る。）	22,000円		
市議会議員のうちから選任された監査委員		47,400円	
識見を有する者のうちから選任された監査委員		142,400円	
人事委員会委員長		142,400円	
人事委員会委員		107,100円	
農業委員会会長		44,100円	240,000円以内
農業委員会会長職務代理者		42,800円	240,000円以内
農業委員会委員		33,400円	240,000円以内
農地利用最適化推進委員		33,400円	240,000円以内
選挙管理委員会委員長		91,300円	
選挙管理委員会委員		57,400円	
選挙管理委員会に臨時に出席した補充員	11,500円		
区選挙管理委員会委員長		63,900円	
区選挙管理委員会委員		40,200円	
区選挙管理委員会に臨時に出席した補充員	11,500円		
固定資産評価審査委員会委員長	18,400円		
固定資産評価審査委員会委員長職務代理者	15,100円		
固定資産評価審査委員会委員	11,700円		
土地区画整理審議会委員		23,400円	
介護認定審査会委員	18,000円		
障害者総合支援審査会委員	18,000円		
精神医療審査会委員	18,000円		
自立支援医療費（精神通院医療）及び精神障害者保健福祉手帳審査委員会委員	11,600円		
法令又は条例の規定による委員等（この表において別に定めるものを除く。）	11,500円		
嘱託員	17,700円以内	327,900円以内	159,200円以内
医師である嘱託員	41,100円以内	694,500円以内	811,100円以内
弁護士である嘱託員	41,700円以内		
選挙長	1回の選挙につき 13,400円		
選挙立会人	1回の選挙につき 12,400円		
投票管理者	1日につき 15,600円以内		
投票立会人	1日につき 14,400円以内		
開票管理者	1回の選挙につき 13,400円		
開票立会人	1回の選挙につき 12,400円		

(岡山市スポーツ推進委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第6条 岡山市スポーツ推進委員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成27年市条例第76号）の一部を次のように改正する。

第2条中「36,400円」を「36,800円」に改める。

(岡山市特別職報酬等審議会設置条例の一部改正)

第7条 岡山市特別職報酬等審議会設置条例（平成28年市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「,必要の都度」を削り,同条第2項中「委嘱の日から諮問事案に係る審議が終了するまでの間」を「2年」に改め,同項に次のただし書を加える。

ただし,委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は,前任者の残任期間とする。

附 則

- 1 この条例は,公布の日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の市長,副市長等の給与に関する条例,第2条の規定による改正後の岡山市教育委員会の教育長の給与に関する条例,第3条の規定による改正後の岡山市水道事業管理者の給与に関する条例,第4条の規定による改正後の岡山市市場事業管理者の給与に関する条例,第5条の規定による改正後の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び第6条の規定による改正後の岡山市スポーツ推進委員の報酬及び費用弁償に関する条例の規定は,令和8年4月1日から適用する。

提案理由

岡山市特別職報酬等審議会の答申に基づき,市長,副市長等の給与改定を実施する等のため,関係条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 104 号 議 案

岡山市市税条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市市税条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 6 月 8 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市市税条例の一部を改正する条例

岡山市市税条例（昭和25年市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第24条第3項中「以下この項及び次項並びに」を「次項及び」に改め、「。）」の次に「（同号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第24条の6第2項中「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

第26条の2第1項ただし書中「及び第26条の3の3第1項」を「並びに第26条の3の3第1項及び第2項第4号」に改める。

第26条の3の2第1項第2号中「除き，」を「除く。次条第1項第2号において同じ。）（」に改め，「。次条第1項において同じ」を削り，同条第5項中「次条第4項」を「次条第5項」に改める。

第26条の3の3第1項を次のように改める。

次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は，公的年金等支払者（所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに，施行規則で定めるところにより，次項各号に掲げる事項を記載した申告書を，当該公的年金等支払者を經由して，市長に提出しなければならない。

(1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなけれ

ばならない者

(2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第15条第1項第1号に掲げる者であつて、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第3号において同じ。）（退職手当等（第32条に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者

(3) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける第15条第1項第1号に掲げる者（当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。）であつて、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。）若しくは特定親族（合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者

第26条の3の3第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第48条の9の7の3」を「第48条の9の8」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書に」を「同条第1項の規定による申告書に」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出する」を「同条第1項の規定による申告書を提出する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 公的年金等支払者の名称

(2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり

親に該当する場合にはその旨

- (3) 特定配偶者の氏名
- (4) 扶養親族又は特定親族の氏名
- (5) その他施行規則で定める事項

第39条中「が土地」の次に「又は家屋」を加え、「300,000円、家屋にあつては200,000円」を「30万円」に、「1,500,000円」を「180万円」に改める。

附則第4条中「から令和9年度まで」を「以後」に改める。

附則第5条の4中「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

附則第8条中「附則第7条の2第4項」の次に「（法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

附則第9条の2の2第3項中「附則第15条第14項」を「附則第15条第13項」に改め、同条第4項中「附則第15条第21項」を「附則第15条第20項」に改め、同条第5項中「附則第15条第22項第1号」を「附則第15条第21項第1号」に改め、同条第6項中「附則第15条第22項第2号」を「附則第15条第21項第2号」に改め、同条第7項中「附則第15条第22項第3号」を「附則第15条第21項第3号」に改め、同条第8項中「附則第15条第23項第1号」を「附則第15条第22項第1号」に改め、同条第9項中「附則第15条第23項第2号」を「附則第15条第22項第2号」に改め、同条第10項中「附則第15条第25項第1号イ」を「附則第15条第24項第1号イ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第11項中「附則第15条第25項第1号ロ」を「附則第15条第24項第1号ロ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第12項中「附則第15条第25項第1号ハ」を「附則第15条第24項第1号ハ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第13項中「附則第15条第25項第1号ニ」を「附則第15条第24項第1号ニ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第14項中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に、「7分の6」を「5分の3」に改め、同条第15項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第24項第3号イ」に、「4分の3」を「3分の2」に改め、同条第16項中

「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第24項第3号ロ」に、「4分の3」を「3分の2」に改め、同条第17項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第24項第4号」に改め、同条第18項から第20項までを削り、同条第21項中「附則第15条第28項」を「附則第15条第27項」に改め、同項を同条第18項とし、同条第22項中「附則第15条第32項」を「附則第15条第31項」に改め、同項を同条第19項とし、同条第23項中「附則第15条第36項」を「附則第15条第35項」に改め、同項を同条第20項とし、同条第24項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、同項を同条第21項とし、同条第25項中「附則第15条第40項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第22項とし、同条第26項中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改め、同項を同条第23項とし、同条中第27項を第24項とし、第28項を第25項とし、同条に次の1項を加える。

26 法附則第15条の11第1項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

附則第9条の3第1項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第2項第4号中「附則第12条第23項」を「附則第12条第24項」に改め、同項第6号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第25項」に改め、同条第3項第5号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第32項」に改め、同条第6項中「附則第12条第16項」を「附則第12条第17項」に改め、同条第8項第5号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第32項」に改め、同条第11項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第12項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別

附則第9条の4見出し中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に改め、同条中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別

附則第20条の2第1項中「令和8年度」を「令和11年度」に改め、同条第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に、「附則第34条の2第5項」を「附則第34条の2第6項」に、「附則第34条の2第10項」を「附則第34条の2第12項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第1項（第2項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都

市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第26条の2第1項ただし書、第26条の3の2及び第26条の3の3の改正規定並びに附則第4条の改正規定並びに次条第1項の規定 令和9年1月1日
- (2) 第39条の改正規定及び附則第3条第2項の規定 令和9年4月1日
- (3) 第24条の6第2項の改正規定並びに附則第5条の4の改正規定、附則第8条の改正規定及び附則第20条の2の改正規定（同条第1項及び第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に改める部分を除く。）並びに次条第2項の規定 令和10年1月1日

（市民税に関する経過措置）

第2条 改正後の岡山市市税条例（以下「新条例」という。）第26条の3の3第1項及び第2項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第26条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した改正前の岡山市市税条例第26条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

2 新条例附則第20条の2第4項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条第3号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例附則第20条の2第1項の土地等の譲渡について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第39条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令

和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項及び次条第2項において「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第4条 次項に定めるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和7年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

提案理由

地方税法等の一部改正に伴い、個人市民税における公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出義務を見直す等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 105 号 議 案

岡山市地方活力向上地域における固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市地方活力向上地域における固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 6 月 8 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市地方活力向上地域における固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例

岡山市地方活力向上地域における固定資産税の特例に関する条例（平成 28 年市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「令和 8 年 3 月 31 日」を「令和 10 年 3 月 31 日」に改め、「償却資産」の次に「（所得税法施行令（昭和 40 年政令第 96 号）第 6 条第 1 号から第 3 号まで又は法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 13 条第 1 号から第 3 号までに掲げるものに限る。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

地域再生法第 17 条の 6 の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、地方活力向上地域における固定資産税の特例の適用を受けるための計画の認定期限を延長する等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 106 号 議 案

岡山市コミュニティハウス条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市コミュニティハウス条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 6 月 8 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市コミュニティハウス条例の一部を改正する条例

岡山市コミュニティハウス条例（昭和50年市条例第63号）の一部を次のように改正する。

第3条の4の次に次の1条を加える。

（使用料）

第3条の5 使用者は、次の表に掲げる使用料を納付しなければならない。

区分		単位	金額
会議室・和室・その他	30平方メートル以下の室	1時間につき	600円
	30平方メートルを超え60平方メートル以下の室	1時間につき	1,200円
	60平方メートルを超える室	1時間につき	1,800円
調理室		1時間につき	1,000円
備考			
1 使用時間が単位未満であるとき又は使用時間に単位未満の端数があるときは、その単位未満の時間を1単位として計算する。			
2 使用者が冷暖房設備を使用する場合は、この表により算出した使用料の額の50パーセントを割増しする。			

2 使用料は、前納とする。ただし、市長が後納を認める場合は、この限りでない。

3 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

第4条を次のように改める。

(利用料金)

第4条 第2条の2第1項の規定によりコミュニティハウスの管理を指定管理者に行わせる場合においては、前条の規定にかかわらず、使用者は、次項の規定により定められた利用料金を使用許可と同時に指定管理者に納付しなければならない。ただし、指定管理者が後納を認める場合は、この限りでない。

2 指定管理者が管理するコミュニティハウスの利用料金は、前条第1項の表に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

第4条の次に次の3条を加える。

(利用料金の収入)

第4条の2 利用料金は、指定管理者の収入として収受させる。

(指定管理者の指定の取消し等があつた場合における使用料の取扱い)

第4条の3 使用者は、指定管理者の指定が取り消されたとき、又は管理の業務の全部の停止を命ぜられたときは、第4条第2項の規定により定められた額をコミュニティハウスの使用料として市に納付しなければならない。

(使用料の還付)

第4条の4 既納の使用料は、還付しない。ただし、使用者の責めによらないでコミュニティハウスの使用ができなくなつたとき、又は市長が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の岡山市コミュニティハウス条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料及び利用料金で、同日以後に使用の許可を受けたものについて適用し、同日前に使用の許可を受けたものについては、なお従前の例による。

(準備行為)

3 この条例の施行の日前においても、改正後の第4条第2項の規定に基づく利用料金の

承認に関し，必要な手続その他の行為をすることができる。

提案理由

コミュニティハウスの利用料金の額の範囲を改める等のため，本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 107 号 議 案

岡山市三軒屋ふれあい会館条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市三軒屋ふれあい会館条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 6 月 8 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市三軒屋ふれあい会館条例の一部を改正する条例

岡山市三軒屋ふれあい会館条例（平成元年市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条の4の次に次の1条を加える。

（使用料）

第3条の5 使用者は、次の表に掲げる使用料を納付しなければならない。

区分		単位	金額
会議室・和室・ホール	30平方メートル以下の室	1時間につき	600円
	30平方メートルを超え60平方メートルまでの室	1時間につき	1,200円
	60平方メートルを超える室	1時間につき	1,800円
調理室		1時間につき	1,000円
備考			
1 使用時間が単位未満であるとき又は使用時間に単位未満の端数があるときは、その単位未満の時間を1単位として計算する。			
2 使用者が冷暖房設備を使用する場合は、この表により算出した使用料の額の50パーセントを割増しする。			

2 使用料は、前納とする。ただし、市長が後納を認める場合は、この限りでない。

3 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

第4条を次のように改める。

(利用料金)

第4条 第2条第1項の規定によりふれあい会館の管理を指定管理者に行わせる場合においては、前条の規定にかかわらず、使用者は、次項の規定により定められた利用料金を使用許可と同時に指定管理者に納付しなければならない。ただし、指定管理者が後納を認める場合は、この限りでない。

2 指定管理者が管理するふれあい会館の利用料金は、前条第1項の表に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

第4条の次に次の3条を加える。

(利用料金の収入)

第4条の2 利用料金は、指定管理者の収入として収受させる。

(指定管理者の指定の取消し等があつた場合における使用料の取扱い)

第4条の3 使用者は、指定管理者の指定が取り消されたとき又は管理の業務の全部の停止を命ぜられたときは、第4条第2項の規定により定められた額をふれあい会館の使用料として市に納付しなければならない。

(使用料の還付)

第4条の4 既納の使用料は、還付しない。ただし、使用者の責めによらないでふれあい会館の使用ができなくなつたとき、又は市長が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の岡山市三軒屋ふれあい会館条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料及び利用料金で、同日以後に使用の許可を受けたものについて適用し、同日前に使用の許可を受けたものについては、なお従前の例による。

(準備行為)

3 この条例の施行の日前においても、改正後の第4条第2項の規定に基づく利用料金の承認に関し、必要な手続その他の行為をすることができる。

提案理由

岡山市三軒屋ふれあい会館の利用料金の額の範囲を改める等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 108 号 議 案

岡山市アリーナの公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例の制定について

岡山市アリーナの公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 6 月 8 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市アリーナの公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「法」という。）第18条の規定に基づき、岡山市北区地内に整備する岡山市アリーナ（以下「岡山市アリーナ」という。）の公共施設等運営権（法第2条第7項の公共施設等運営権をいう。以下同じ。）に係る実施方針（法第5条第1項の実実施方針をいう。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(民間事業者の選定の手続)

第2条 法第8条第1項の規定により岡山市アリーナの運営等（法第2条第6項の運営等をいう。以下同じ。）の業務（以下「岡山市アリーナ運営等業務」という。）を実施する選定事業者（法第2条第5項の選定事業者をいう。以下同じ。）として選定されようとする民間事業者は、申請書に岡山市アリーナ運営等業務の実施に関する計画（以下「業務計画」という。）を記載した書類その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により最も適切に岡山市アリーナ運営等業務を実施することができると認める民間事業者を選定事業者として選定するものとする。

(1) 業務計画が岡山市アリーナ運営等業務の適切かつ確実な実施のために適切なものであること。

(2) 業務計画を適切かつ確実に実施するために必要な能力を有する者であること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が定める基準を満たすこと。

(運営等の基準)

第3条 公共施設等運営権の設定を受けた選定事業者（以下「公共施設等運営権者」という。）は、岡山市アリーナを常に良好な状態において維持管理し、経済的価値を十分に発揮するよう最も効果的にこれを運営しなければならない。

2 岡山市アリーナの運営等その他必要な事項は、公共施設等運営権者が市長と協議して定めるものとする。

(業務の範囲)

第4条 公共施設等運営権者が行う業務の範囲は、岡山市アリーナを利用させることその他の岡山市アリーナ運営等業務とする。

(利用料金)

第5条 岡山市アリーナの利用料金（法第2条第6項の利用料金をいう。以下同じ。）は、公共施設等運営権者が市長と協議して定めるものとする。

2 公共施設等運営権者は、利用料金を定めたときは、その額を公表するものとする。その額を変更したときも、同様とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

岡山市アリーナ整備運営事業について、公共施設等運営権制度を導入するに当たり、公共施設等運営権に係る実施方針に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定しようとするものである。

甲 第 109 号 議 案

岡山市アリーナ整備運営事業 P F I 事業者選定委員会設置条例の制定について

岡山市アリーナ整備運営事業 P F I 事業者選定委員会設置条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 6 月 8 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市アリーナ整備運営事業 P F I 事業者選定委員会設置条例
(設置)

第 1 条 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「法」という。）に基づく民間事業者の選定その他の岡山市アリーナ整備運営事業の実施に関し必要な事項について調査審議するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、岡山市アリーナ整備運営事業 P F I 事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 法第 5 条第 1 項の規定による実施方針の策定に関すること。
- (2) 法第 7 条の規定による特定事業の選定に関すること。
- (3) 法第 8 条第 1 項の規定による民間事業者の選定の方法に関すること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 の 2 第 3 項の規定による落札者決定基準の策定に関すること。
- (5) 地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2 第 4 項及び第 5 項の規定による意見の聴取に関すること。
- (6) 民間事業者の募集要項の策定に関すること。

(7) 民間事業者による提案書等の審査及び優秀提案者の選定に関すること。

(8) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員9人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

2 委員の任期は、委嘱の日から法第11条第1項の規定に基づく客観的な評価の公表の日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要に応じ、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定め、その他必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

岡山市アリーナ整備運営事業PFI事業者選定委員会を設置するため、本条例を制定しようとするものである。

甲 第 110 号 議 案

岡山芸術創造劇場条例の一部を改正する条例の制定について

岡山芸術創造劇場条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 6 月 8 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山芸術創造劇場条例の一部を改正する条例

岡山芸術創造劇場条例（令和 2 年市条例第 5 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 6 条第 2 号中「物品」を「商業宣伝又はこれに類する目的のために行う物品」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。

提案理由

岡山芸術創造劇場において許可が必要な行為を明確にするため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 111 号 議 案

岡山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

岡山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 6 月 8 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(岡山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 1 条 岡山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年市条例第 96 号）の一部を次のように改正する。

第 48 条に次の 1 項を加える。

- 3 前項の保育士の数の算定に当たっては、当該保育所に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（第 69 条第 15 項に規定する心理担当職員をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に 5 年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、1 人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所の保育士（認定地方公共団体の区域内にある保育所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士をいい、附則第 3 条、附則第 12 条又は附則第 13 条の規定により保育士とみなされる者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附則第 3 条中「限って」を「限り」に改め、同条ただし書中「保育士」の次に「（同

条第1項に規定する保育士をいい、同条第3項又は附則第12条若しくは附則第13条の規定により保育士とみなされる者及び第48条第3項ただし書の規定による支援を行う者を除く。)」を加える。

附則第14条中「法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、附則第3条又は」を「第48条第1項に規定する保育士をいい、同条第3項又は附則第3条若しくは」に、「保育士の数(前2条の規定の適用がないとした場合の第48条第2項により算定されるものをいう。)」を「前2条の規定の適用がないものとした場合の第48条第2項により算定される保育士の数」に改める。

附則に次の1条を加える。

第15条 第48条第3項及び附則第3条の規定により特定理学療法士等及び同条に規定する看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所の保育士(第48条第3項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

(岡山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 岡山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(令和6年市条例第51号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「当分の間」を「保育士の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、令和10年3月31日までの間」に改め、「規定」の次に「(満3歳以上満4歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士の数に関する部分に限る。)」を加え、同項の次に次の1項を加える。

3 保育士の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、保育所に置く保育士の数の基準は、改正後の第48条第2項の規定(満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士の数に関する部分に限る。)にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）の一部改正に伴い、保育所における保育士の数の算定の基準を改める等のため、関係条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 112 号 議 案

岡山市幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営に関する
基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

岡山市幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営に関する基準を定め
る条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 6 月 8 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営に関する
基準を定める条例等の一部を改正する条例

(岡山市幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営に関する基準を定
める条例の一部改正)

第 1 条 岡山市幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営に関する基準
を定める条例（平成 26 年市条例第 120 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「第 14 条第 6 項」を「第 14 条第 7 項」に改める。

第 4 条第 2 項中「35 人」を「30 人」に改める。

第 5 条第 1 項及び第 3 項の表備考第 1 項中「指導保育教諭」の次に「，主務保育教
諭」を加え，同表備考に次の 1 項を加える。

- 5 備考第 1 項に定める者については，1 人に限って，当該幼保連携型認定こども
園に勤務する理学療法士，作業療法士，言語聴覚士，心理担当職員（学校教育法
（昭和 22 年法律第 26 号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大
学院において，心理学を専修する学科，研究科若しくはこれに相当する課程を修
めて卒業した者であって，個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと
同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知
識及び経験を有する者であって，障害児の療育の指導を行う業務に 5 年以上従事

した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）をもって代えることができる。ただし、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、同項に定める者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第5条第5項第2号中「主幹養護教諭」の次に「，主務養護教諭」を加える。

第12条及び第13条中「第14条第6項」を「第14条第7項」に改める。

附則第6条中「主幹養護教諭」の次に「，主務養護教諭」を加える。

附則第8条第1項ただし書中「第5条第3項の表備考第1項」を「同表備考第1項」に改める。

附則第9条中「前3条」を「第5条第3項の表備考第5項及び前3条」に、「第5条第3項の表備考第1項」を「同表備考第1項」に、「小学校教諭等免許状所持者」を「特定理学療法士等，小学校教諭等免許状所持者」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第10条 第5条第3項の表備考第5項及び附則第8条の規定により特定理学療法士等及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって同表備考第1項に定める者（同表備考第5項ただし書の規定による支援を行う者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

（岡山市幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 岡山市幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和6年市条例第52号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「当分の間」を「園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間」に改め、「規定」の次に「（満4歳以上の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。）」を加え、同項の次に次の1項を加える。

3 園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、令和10年3月31日までの間、幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育に直接従事する職員の数の基準は、改正後の第5条第3項の規定（満3歳以上満4歳未満の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。）にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日において現に存する幼保連携型認定こども園における1学級の園児数については、第1条の規定による改正後の岡山市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例第4条第2項の規定にかかわらず、令和14年3月31日までの間は、なお従前の例によることができる。

提案理由

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）の一部改正に伴い、幼保連携型認定こども園の学級編成の基準を改める等のため、関係条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 113 号 議 案

岡山市幼稚園型認定こども園，保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例等の一部を改正する条例の制定について
岡山市幼稚園型認定こども園，保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 6 月 8 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市幼稚園型認定こども園，保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例等の一部を改正する条例

(岡山市幼稚園型認定こども園，保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正)

第 1 条 岡山市幼稚園型認定こども園，保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例（平成 30 年市条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「35 人」を「30 人」に改める。

第 5 条に次の 1 項を加える。

6 第 1 項，第 2 項及び第 4 項の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者については，1 人に限って，当該認定こども園に勤務する理学療法士，作業療法士，言語聴覚士，心理担当職員（学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において，心理学を専修する学科，研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって，個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって，障害児の療育の指導を行う業務に 5 年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し，かつ，子育てに関する知識及び経験を有する者

(以下「特定理学療法士等」という。)をもって代えることができる。ただし、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附則第3項中「主幹養護教諭」の次に「，主務養護教諭」を加える。

附則第7項の表附則第3項の項の前に次のように加える。

第5条第6項	第5条第1項の規定により置かなければならぬ保育士の資格を有する者	特定理学療法士等
--------	----------------------------------	----------

附則に次の1項を加える。

- 8 第5条第6項及び附則第6項の規定により特定理学療法士等及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士の資格を有する者（第5条第6項ただし書の規定による支援を行う者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

(岡山市幼稚園型認定こども園，保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 岡山市幼稚園型認定こども園，保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例（令和6年市条例第54号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「当分の間」を「園児に対する教育及び保育に従事する者の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、令和10年3月31日までの間」に改め、「規定」の次に「（満3歳以上満4歳未満の園児に対する教育及び保育に従事する者の数に関する基準に限る。）」を加え、同項の次に次の1項を加える。

- 3 園児に対する教育及び保育に従事する者の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、認定こども園に置く教育及び保育に従事する者の数の基準は、改正後の第4条第1項の規定（満4歳以上の園児に対する教育及び保育に従事する者の数に関する基準に限る。）にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日において現に存する認定こども園における1学級の園児の数については、第1条の規定による改正後の岡山市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例第4条第2項の規定にかかわらず、令和14年3月31日までの間は、なお従前の例によることができる。

提案理由

就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第2号）の一部改正に伴い，認定こども園の学級編成の基準を改める等のため，関係条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 114 号 議 案

岡山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部
を改正する条例の制定について

岡山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する
条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 6 月 8 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部
を改正する条例

(岡山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 岡山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年
市条例第121号）の一部を次のように改正する。

第29条第3項中「准看護師」の次に「（以下「看護師等」という。）」を加え、同
条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤
務する理学療法士，作業療法士，言語聴覚士，心理担当職員（学校教育法（昭和22
年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、
心理学を専修する学科，研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であ
って、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有する
と認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であっ
て、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれか
に該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士
等」という。）を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理
学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所A型の保育士（認定地

方公共団体の区域内にある小規模保育事業所A型にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士をいい、附則第7条又は附則第8条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所A型の保育士(前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第31条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所B型の保育士(認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所B型にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士をいう。次項において同じ。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所B型の保育士(前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第44条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士(認定地方公共団体の区域内にある保育所型事業所内保育事業所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士をいい、附則第7条又は附則第8条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同

じ。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第47条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（認定地方公共団体の区域内にある小規模型事業所内保育事業所においては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士をいう。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附則第9条中「法第18条の18第1項の登録を受けた者」を「認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士」に、「第29条第3項」を「第29条第3項若しくは第4項」に、「第44条第3項」を「第44条第3項若しくは第4項」に、「保育士の数（前2条の規定の適用がないとした場合の第29条第2項又は第44条第2項により算定されるものをいう。）」を「前2条の規定の適用がないものとした場合の第29条第2項又は第44条第2項により算定される保育士の数」に改める。

（岡山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 岡山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正

する条例（令和6年市条例第53号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「当分の間」を「保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、令和10年3月31日までの間」に改め、「規定」の次に「（満3歳以上満4歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）」を加え、同項の次に次の1項を加える。

3 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、小規模保育事業所A型、小規模保育事業所B型、保育所型事業所内保育事業所及び小規模型事業所内保育事業所に置く保育士及び保育従事者の数の基準は、改正後の第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定（満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の一部改正に伴い、小規模保育事業所A型等における保育士及び保育従事者の数の算定の基準を改める等のため、関係条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 115 号 議 案

岡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 6 月 8 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例

岡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の利用者負担額に関する条例（平成 27 年市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

別表備考 2 ただし書中「附則第 5 条の 4 第 6 項，附則第 5 条の 4 の 2 第 6 項」を「附則第 5 条の 4 第 5 項」に改め，同表備考 6 中「児童福祉法」の次に「（昭和 22 年法律第 164 号）」を加える。

附 則

この条例は，公布の日から施行し，改正後の岡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の利用者負担額に関する条例の規定は，令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

提案理由

地方税法の一部改正に伴い，所要の措置を講ずるため，本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 116 号 議 案

岡山市立学校給食センター条例の一部を改正する条例の制定について
岡山市立学校給食センター条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 6 月 8 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市立学校給食センター条例の一部を改正する条例

岡山市立学校給食センター条例（昭和46年市条例第89号）の一部を次のように改正する。

第2条の表岡山市立岡山学校給食センターの項中「岡山市中区赤田151番地1」を「岡山市中区海吉1570番地1」に改める。

附 則

この条例は、令和8年9月1日から施行する。

提案理由

岡山市立岡山学校給食センターを移転するため、本条例の一部を改正しようとするものである。